

中能登町ふるさと納税協力事業者及び返礼品募集要領

1 募集目的

中能登町では、ふるさと納税制度を利用して中能登町に寄附を行った町外居住の個人（以下「寄附者」という。）に対し、お礼の品物やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈しています。

この要領は、中能登町の魅力発信や、地場製品の販路拡大及び誘客促進などによる地域経済の活性化を図るため、返礼品の調達にご協力いただける法人、団体又は個人事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集するものです。

2 募集概要

返礼品提供事業者として返礼品の提供を希望する場合は、本要領を確認の上、返礼品提供事業者登録申請及び返礼品登録申請を行ってください。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のうちいずれかを有する法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 各種法令を遵守し事業を行っていること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団員が実質的に経営を支配する又は同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人等をいう。）に該当しない者であること。
- (5) インターネット接続環境を有していること。
- (6) 町長が、適当と認める者であること。

※事業イメージ

①申請（事業者登録・返礼品登録）

法人、団体又は個人事業者が、返礼品の提供を希望する場合は、中能登町に事前に返礼品提供事業者登録申請及び返礼品登録申請する。

②決定（事業者登録・返礼品登録）

中能登町は登録申請を審査し、要件を満たす場合は、登録決定を通知する。

③返礼品調達契約の締結

返礼品代金（商品本体代金、梱包などの諸経費及び消費税）など返礼品調達に係る諸条件について、返礼品提供事業者と中能登町が協議を行う。

④ふるさと納税

寄附者がふるさと納税サイトなどを通じて、中能登町に寄附を行う。

⑤返礼品の選択

寄附者は寄附を行う際、返礼品を選択する。

⑥返礼品の調達（発注）発送

代金の精算については、ふるさと納税サイトの民間サービスにより異なる。
（内容は別資料）

4 返礼品の要件

(1) 採用要件

返礼品は、原則として、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する募集の適正な実施に係る基準及び地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）、平成31年総務省告示第179号、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和3年6月18日付け総税市第40号）のほか、別紙Q&Aに該当するものであって、かつ、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

ア 町の魅力発信又は地域産業の振興につながるものであること。

イ 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守しているものであること。

ウ 品質及び数量において、一年を通じて安定した供給が見込めるものであること。ただし、返礼品の提供期間内に確実な供給が見込めるものである場合は、季節又は数量が限定されるものも対象とする。

エ 飲食物の場合は、寄附者に返礼品到着後5日程度の賞味期限又は消費期限を有していること。

オ 町が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト運営事業者において商品の取扱いができること。

カ 返礼品に関する説明文、写真データ等の情報について、提供が可能であること。

キ 町長が、適当と認める返礼品であること。

(2) 寄附額の設定

寄附額の設定は、返礼品提供事業者の返礼品提供価格を基に、中能登町ふるさと応援寄附金事務取扱要綱（平成27年3月24日告示第25号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項の規定に基づき町が定める。

5 登録申請方法

次のとおり手続きを行ってください。

なお、登録申請にかかる費用は、申請者の負担とします。

項目	内容
提出書類	(1) 中能登町ふるさと納税返礼品提供事業者登録（変更）申請書（様式第1号） 部数：1部 (2) 中能登町ふるさと納税返礼品登録（変更）申請書（様式第2号） 部数：1返礼品につき1部（申請書は返礼品ごとに作成） (3) 事業者の事業内容がわかる資料（様式自由） 部数：1部（パンフレット等でも可）
提出方法・提出先	(1) 持参 (2) 郵送 (3) メール 〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地 中能登町役場 総務庁舎 企画課 ふるさと納税返礼品担当 （受付時間は午前9時～午後5時 ※土・日・祝日を除く） e-mail: kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp

6 返礼品提供事業者及び返礼品の登録決定

中能登町は、申請内容を総合的に審査して、返礼品提供事業者及び返礼品の登録決定を行い、その結果を「中能登町ふるさと納税返礼品提供事業者登録決定通知書（様式第3号）にて申請者に通知します。

7 申請内容に変更がある場合

- (1) 返礼品提供事業者登録決定及び返礼品登録決定後に、申請内容に変更がある場合は、「中能登町ふるさと納税登録（変更）申請書」（様式第2号）を速やかに町に提出すること。

- (2) 申請内容の変更に伴い発生する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 中能登町は提出された書類をもとに審査を行い、その結果を申請者に通知します。

8 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

- (1) 町は、返礼品提供事業者が次のいずれかに該当した場合、当該登録を取り消すことができるものとします。
 - ア 本募集要項の条件に適合しなくなったと認める場合
 - イ 本募集要項の定めに違反する行いがあった場合
 - ウ 申請書類に虚偽があった場合
 - エ 中能登町又は寄附者に損害を及ぼす行為があった場合
 - オ 返礼品の品質等に対して、寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者に戻すべき重大な過失があると中能登町が判断した場合
- (2) 中能登町は、返礼品が次のいずれかに該当した場合、当該登録を取り消すことができるものとします。
 - ア 本募集要項の条件に適合しなくなったと認める場合
 - イ 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱基準の変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断した場合

9 登録決定した返礼品に係る寄附金額

寄附金額は、総務省の基準（返礼品は返礼割合2割以下）に基づき、当該返礼品に係る送料及びその他必要経費を加味した上で、中能登町が個別に決定します。

10 個人情報の保護

返礼品提供事業者は、中能登町又は返礼品提供事業者から提供された寄附者の個人情報について、中能登町個人情報保護条例及び関係法令等を遵守し、適正に取り扱ってください。なお、寄附者の個人情報は、返礼品送付以外の目的に使用することはできません。

11 広報活動への協力について

中能登町及び返礼品提供事業者が、ふるさと納税制度の広報活動を行う際、返礼品提供事業者に対して、返礼品見本の提供を依頼する場合があります。

12 クレーム等への対応について

(1) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等が発生した場合は、速やかに返礼品提供事業者へ報告し、その対応について協議の上、処理を行ってください。

また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は真摯に対応して解決に努めてください。なお、品質等の保証は、返礼品提供事業者が行うこととします。

(2) 返礼品の品質等に係るクレームにより、商品の回収及び再配送を行った場合の費用については、返礼品提供事業者の負担とします。

なお、代替品等による補償、交換、その他クレーム対応に要する経費を、中能登町は負担しません。

13 本要領の変更について

ふるさと納税制度について、国等から見直し等の通知があった場合、本要領の内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

14 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は、町及び返礼品提供事業者で協議の上で定めることとする。

15 担当部署（問合せ先）

〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地

中能登町役場 総務庁舎 企画課 ふるさと納税返礼品担当

TEL. 0767-74-2806（直通）FAX. 0767-74-1300

e-mail: kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp